



Title	15世紀ブルゴス市の少数支配者層に関する一考察 : 官職の家産化, 新興家系の上昇, 官職保有の意義
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 1990, 15, p. 47-61
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97918
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

15世紀ブルゴス市の少数支配者層に関する一考察

— 官職の家産化、新興家系の上昇、官職保有の意義 —

大 内 一

特定家系によるブルゴス市政の少数支配体制は、事実上13世紀の半ば頃にはその兆候が現れていたが、1345年のアルフォンソ11世の市政体改革勅令によって上級官職者からなる政治的機関であるアユンタミエントが設置されたことによって、国王による《法的》承認を得ることとなった⁽¹⁾。こうして成立したブルゴス少数支配者層は、15世紀上四半期に一般官職の任命権を巡って担税一般市民と対立するものの、カストロ伯の『仲裁判決』によって同権限が自分達に存することが確認されると、同市における政治的、社会的地位をさらに高め、それにつれて、彼らによる官職の寡占状況もいっそう強まっていた⁽²⁾。

しかしながら、特定家系が恒久的に上級官職を占めていたのでは決してなかった。表Ⅰ《ブルゴス市の上級官職保有家系の変遷》⁽³⁾を見ると、14世紀下四半期から15世紀下四半期にかけてブルゴス市の少数支配家系の間に交替劇が繰り返されたことを知ることができる⁽⁴⁾。それによれば、14世紀後半から15世紀初頭にかけて有力であったカマルゴ家、プレスティネス家、フリラス家、ビリェガス家、マテー家のうち、15世紀後半まで勢力を維持したのはフリラス家とビリェガス家のみであり、1420年代からは新たにレルマ家、アルセオ家、カルタヘナ家がアユンタミエント内に複数の官職保有者を有して勢力を伸ばしていることが判る。また、15世紀後半からはブルゴス家⁽⁵⁾やミランダ家、トルケマダ家が台頭している。

このような家系交替はとうてい家系の断絶のみで説明できるものではない。ブルゴス少数支配者層は大部分が商人家系からなっていたが、商人家系のブルゴス市政への関与に関しては、テオフィロ・ルイスが13世紀後半

から14世紀前半について指摘した『商人家系の経済的、社会的地位と彼らによる市政の支配との直接的関係』⁽⁶⁾が15世紀においてもやはり作用していたと考えるのが妥当であろう。ゲレロ・ナバレテは、経済活動の不振が原因でアユンタミエントから姿を消していったフリアス家を例にとり、『経済的権力は、特定家系がブルゴス市政へ及ぼす政治的影響力を計るバロメーターである。同時に、新興家系にとって上級官職への接近を可能にするものであろう』と述べている⁽⁷⁾。

確かに、ブルゴス市のアユンタミエントは官職の家産化により少数有力家系が支配する限定的なものであったが、表Ⅰが示すように決して固定的ではなく、新興家系が少数支配者層に新たに加入する余地もあったことは明白である。本稿は、15世紀の少数支配者層による官職の家産化のシステム、新興家系の少数支配者層への上昇過程および上級官職保有の意義について考察するものである。

ブルゴス市における官職の家産化傾向は、アルフォンソ11世の市政体改革勅令に端を発している。すなわち、この改革によると、特定個人に対する《^{メルセー}恩寵》として国王より任命される上級官職は終身職であり、この上級官職終身制こそが、トマス・イ・バリエンテによると、官職の家産化の最初の兆候となったのである⁽⁸⁾。また、国王の《^{メルセー}恩寵》に基づく官職保有という性格が、公職である都市官職を《国王への忠誠》に対して下賜される家産的報酬とする精神を生み出す要因ともなった⁽⁹⁾。そして、官職の世襲は実際には何ら法的根拠をもたなかったにもかかわらず、事実として承認されていたのである。

ブルゴス市内で確認されている世襲的官職継承の方法は、《レヌンシア（官職継承者指名辞任）》と呼ばれる方法に基づくものであり、官職保有者である父親が継承者として実子を指名するというものであった。しかし、アルカルデもしくはレヒドールが有した《レヌンシア》行使権は官職固有の特権ではなく、官職保有者が個別に国王から授与されるべきものであり、国王からこの特権を得て初めて、官職保有者は実子に限らず任意の人物にその官職を継承させることが可能になった。そして、実際に《レヌンシア》

を行使する際には、国王から特権の確認と辞任の承認を得てその事実をレヒミエント⁽¹⁰⁾に提示することが手続き上必要とされていた。もっとも、1461年以降は、レヒミエント内の申し合わせにより、父子間の《レヌンシア》による官職継承の場合は、その特権の提示があれば前述の手続きが省略されるようになった⁽¹¹⁾。このような法的、行政的手続きを経て行われる父子間のレヌンシアには《官職代行(アソシアシオン)》と《完全継承(デフィニティバ)》という2通りの形式があった。前者は官職の継承ではなく、父親である官職保有者が不在または病気の時に、その子供が代理として職務を遂行することができるというものであり⁽¹²⁾、後者は父親である官職保有者の死亡もしくは引退によって子供が官職を完全に継承するというものであった。

以上のように見ると、官職の世襲的継承は単に慣習的に行われていったのではなく、1461年のレヒミエントによる申し合わせや《官職代行》によって制度的に保護されるようになったと言える。この事実を踏まえて、ゲレロ・ナバレテは、この時期に上級官職保有者の間に一種の少数支配者的連帯意識が芽生え、各構成員の個人的利害を越えたところに《少数支配体制の維持》という少数支配者に共通の利害が生じたとし、これを重要視している⁽¹³⁾。また、一方で、上記の事実が示す状況は、新興有力家系が新たにブルゴス市の上級官職を手中にし少数支配者集団の一員になることの困難さを想定させることも忘れてはならない。

官職の家産化を通して、少数支配者層が都市権力の行使権を今まで以上に限定された集団のものにするのに成功し、ブルゴス市のレヒミエントがより閉鎖的になっていったにもかかわらず、新たに少数支配者層に参入する家系が絶えず見られたことは表Ⅰの示すところである。では、新興家系のレヒミエント参入の過程はどのようなものであったのだろうか。特定家系の社会的上昇を支える基盤となるものは、《オンブレス・ブエノス》として民衆の誰もが認めることを可能にするような確固たる家産の形成であった。《オンブレス・ブエノス》とは、セルダー・ルイスの言葉を借りると、『市民や職人の場合もあるが、一般に騎士からなる社会的、経済的集団で、

都市生活に影響力を及ぼし、同時に民衆誰もが認める《廉潔さ》を持ち合わせた立派な人物¹⁴⁾であり、《オンブレス・ブエノス》と見なされることは、ブルゴス市内において社会的、経済的權威を獲得したことに他ならず、このことは、15世紀の新興商人家系にとって《政治的経歴》を積んで少数支配者層に上昇するための必要条件であった。

そして、新興家系にとって、《オンブレス・ブエノス》として既存の少数支配者集団との関係を緊密にすることが次の課題であった。それは、市政への協力という方法を通して実現された。市政への協力とは、具体的には市政府が行う政策や行事、その他様々な事業に個人的にあるいは一般官職保有者として参加することである。実際に、一般官職者の時期を経てレヒドールやアルカルデの地位に上昇した例は数多く見られている。例えば、レヒドールになる以前に、ペドロ・デ・トルケマダはフィエル職、フェルナンド・デ・トルケマダはマヨルドモ職をそれぞれ務め、ペドロ・デ・オレンセは市に多額の融資を行っていた。また、フアン・デ・ラ・トッレは法律家として市政に貢献していた。その他に、ベルナルディノ・デ・レルマやイニゴ・アルセオの例も知られている¹⁵⁾。これらの例から、一般官職の保有は、新興家系にとって少数支配者層への接近を図るための有効な手段であったことは理解できるが、単にそれだけではなく、このような形で市政へ協力参加することは、少数支配者集団に参入しようとする彼らにとって、少数支配者に共通の利害を保護し維持する能力の有無を問われる言わば《見習い期間》に他ならなかったのである。なぜなら、少数支配者集団は、新興家系が自分達の利益を保護し維持するという確信がなければ彼らの参入を承認しないからである¹⁶⁾。

また、婚姻により少数支配者家系と姻戚関係を結ぶことも、新興家系が彼らとの繋がりをより強固かつ緊密にするのに役立ったと考えることができる。小プロクラドル職を務めていた間にマルエンダ家と婚姻関係を結び、以降さらに《政治的経歴》を積んでレヒドール職を得たディエゴ・デ・ソリアはその好例である¹⁷⁾。一方、このような婚姻関係は、少数支配者家系にとっても、他の少数支配者家系との間のそれに準ずる意味合いを有していた。因に、少数支配者家系間の婚姻は、互いの商業活動の拡張や強化と言った直接的な利益を目的としたばかりではなく、ブルゴス市少数支配体制における両家系の勢力の保持ならびに少数支配者層の構成員であ

ることの相互確認の役割を果たしていたのである。家系図Ⅰ《カルタヘナ家＝マルエンダ家＝サンタ・マリア家＝ブルゴス家の姻戚関係》¹⁸⁾は、15世紀後半のブルゴス少数支配者間のそのような婚姻政策を如実に示すものである。

新興家系にとって少数支配者層へ上昇するための最終関門は、上級官職の獲得すなわちレヒミエントへの参加である。それには3つの要件を満たさねばならなかった。①前述した《レヌンシア》の場合には前任者の直接指名認定状、何らかの理由で空席になった職に就く場合には、国王から官職保有認定状¹⁹⁾をそれぞれ獲得しなければならず、②さらに、国王による両認定状の確認、③レヒミエントによる参入受諾を必要とした。直接指名認定状や官職保有認定状の獲得の背後には多額の金の移動が隠されていたと思われる。売買契約がはっきり確認される例は非常に少ないが、フランシスコ・デ・アルセオと伯父のイニゴ・デ・アルセオの間で行われたレヒドール職の売買契約が例としてあげられる²⁰⁾。レヒミエントによる参入受諾は、《レヌンシア》による直接的官職継承の場合には比較的スムーズに行われたが、その他の場合にはかなりの論議を引き起こすこともあった²¹⁾。

官職がその保有者にかなりの利益と収入をもたらし、場合によってはその個人もしくは階層の利益に沿った行政の実現の可能性を内包していることはしばしば指摘されるところである。事実、ブルゴス市のレヒドールやアルカルデは市会からの俸給以外に様々な特権を享受した。特権としては、①葬儀に関する特別待遇(荘厳な葬儀の実施)や収穫の優先権²²⁾、②免税特権、③市の一般官職の任命権の分有²³⁾が挙げられる。①と②は、一般市民に対する少数支配者集団の社会的優位性を確認する役割を果たし、③は近親者等への一般官職の分配を通して少数支配者家系の社会的強化に貢献した。また、15世紀後半のブルゴス市の諸政策には、少数支配者層の利害が反映されているものが多い。例えば、バルドスが『財政的效果以外に市財政決定権を握る人々の利害が絡んでいる』と指摘した《一般消費》に覆いかぶさる間接税(バッラ税、ポルタスゴ税、シサ税)重視政策²⁴⁾やボナチアが指摘したブルゴス商人の羊毛商業の地理的展開と密接に関係した市の所

領政策²⁵⁾が挙げられる。これらの特権や權益が新興家系にとって政治的、経済的、社会的魅力であったことは否定しない。しかしながら、経済的な側面から見れば、新興家系はレヒミエントへ参入する時点で既に国際商業によって多大な利益を得て既存の少数支配者層に匹敵するぐらいの家産を形成しており²⁶⁾、また、少数支配者によるブルゴス市の商業政策がブルゴス商人全体ひいてはブルゴス市の利害と一致していた²⁷⁾という点で、彼らが政治的、経済的理由によりレヒミエントへの参入を求める必然性はそれほど高くはない。そのうえ、レヒミエントの構成員は様々な義務を負っていた²⁸⁾。例えば、市の緊急支出に対処するための資金貸与の義務である。その貸与金は公平に負担されたが、返済には時間がかかるのが普通であり、その間の資金運用が不可能であったという点で彼らにとって好ましいものではなかった。また、公共事業支出優先の原則により、市財政逼迫の折りには俸給の支払いが遅れたり、場合によっては支給されないこともあった。このことは、物価の上昇や資金運用の不可による収入の実質的減少を意味していた。そのうえ、公務優先義務は個人的事業における損失の危険性を内包していた。レヒミエントの構成員にふさわしい生活水準を維持することも義務の1つであった。これらの義務が相応の支出を要求することは彼らも十分理解していたはずである。このような事実を踏まえて、ゲレロ・ナバレテは『すべてのブルゴス市民の《政治的経験》の最終目的は、その富や繁栄を通して得た社会的地位を公に認めさせることであった』と述べ、新興家系のレヒミエント参入を動機付ける要因として社会的名声の獲得をとくに強調している²⁹⁾。

このような彼らの行動の背景にあったのは、疑いなく《騎士への憧れ》というメンタリティーであった。中世末期は《騎士的理想》が興起し、それまでは必ずしも同一でなかった騎士と貴族の概念³⁰⁾が同一視されるようになり、その過程で、それまでの貴族に特有の軍事的職務精神ならびに家系意識に加えて、《富》に裏付けされた騎士的生活様式の維持が重要となった³¹⁾。大部分が商人家系出身であったブルゴス市の少数支配者層もこのような《騎士的理想》に影響され、貴族的習慣や生活様式を取り入れるのに懸命であった。例え

ば、アロンソ・デ・ブルゴス家やオレンセ家、カストロ家などの少数支配者家系は、ブルゴス市周辺の農村部に豪華な館を構えたり、様々な不動産を購入して領主貴族や教会のように地代収入を得ることを望み³²⁾、カルタヘナ家やトッレ家などは王室収入に設定された《年金》を《恩寵》として享受していた³³⁾。また、文化面に目を向けても、カサド・アロンソが指摘するように、ブルゴス少数支配者層はカスティーリャにおける初原的人文主義の保護者の役割を果たしており、例えば、ゴンサロ・ロドリゲス・デ・マルエンダやディエゴ・アロンソ・デ・ブルゴスの蔵書傾向は、当時の上級貴族のそれと一致していた³⁴⁾。

このようなブルゴス少数支配者層の《騎士指向》は、カスティーリャ封建社会におけるブルゴス商人の役割という重要な問題と深く関わっている。羊毛輸出を商業活動の基軸としたブルゴス商人は、カスティーリャの羊毛生産者とイングランドやフランドルの手工業的消費者との間の仲介的存在のみに徹して既存の農村的生産諸関係の維持を是とする立場をとっており、この意味において、根本的には《商業ブルジョワジー》としてカスティーリャ領主層と利害を同じくしていたと言え、必然的に保守的性格を有していた。ブローデル流の《ブルジョワジーの裏切り》と表現しうることのようなブルゴス商人の構造的保守性と彼らの《騎士指向》とはまさに表裏一体の関係にあったと考えられよう。

[注]

- (1) 拙稿、『ブルゴス市寡頭支配者層と王権(1250-1350年)』、大阪外国語大学, *Estudios Hispánicos*, 14, 1988, pp. 57-84.
- (2) 拙稿、『14世紀後半～15世紀前半のブルゴス市の都市官職 — アルフォン11世の「改革勅令」とカストロ伯の「仲裁判決」を中心に — 』、大阪外国語大学論集, 1, 1989, pp. 241-264.
- (3) 表Ⅰ《ブルゴス市の上級官職保有家系の変遷》を参照。この表は、J. A. Bonachia Hernando, *El concejo de Burgos en la Baja Edad Media (1345-1426)*, Valladolid, 1978, pp. 125-130 および Y. Guerrero Navarrete, *Organización y Gobierno ...*, pp. 421-433 のブルゴス市の上級官職者名簿に基づいて作成したものである。
- (4) もっとも、特定家系による官職保有の実態を知ることは容易ではない。なぜならば、直接的な史料として考えられるブルゴス市会議事録に上級官職者の氏名が全て記載

されているわけではなく、ある程度氏名が判っている場合でも、当時は父子が同一名であることが多く必ずしも同一名者が同一人物とは限らない点で、家系復元が非常に困難であるからである。また、特定家系の官職保有を知るうえでの間接的史料として土地の売買契約書や信徒会名簿などが挙げられるが、断片的で操作が難しい。しかし、このような状況のもと、様々な研究者の努力によって幾つかのブルゴス市有力家系の例が判るようになった。ポニファス家とサラシン家 Teófilo Ruiz, “Los Sarracín y los Bonifaz. Dos linajes patricios de Burgos. 1248-1350”, *Boletín de la Institución Fernán González*, 184, 1974, pp. 467-135 やカルタヘナ家 F. Cantera Burgos, *Alvar García de Santamaría. Historia de la judería de Burgos y de sus conversos más egregios*, Madrid, 1952, アロンソ・デ・ブルゴス＝マルエンダ家 H. Casado Alonso, “Una familia de la oligarquía urbana del siglo XV: Los Alonso de Burgos-Maluenda”, *La ciudad de Burgos. Actas del Congreso de Historia de Burgos*, León, 1985, pp. 143-162, ソリア家およびカストロ家 B. Caunedo del Potro, “Los negocios de Diego de Soria, mercader burgalesés”, *ibid.*, pp. 163-172 y “Operaciones comerciales del grupo familiar Castro a finales del siglo XV”, *En la España medieval*, V-1, Madrid, 1986, pp. 189-198, アルセオ家, ボカネグラ家, レルマ家, ビリエガス家, フリアス家, ミランダ家, コバルビアス家, ミランダ家, Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno en Burgos durante el reinado de Enrique IV de Castilla. 1453-1476*, Madrid, 1986, pp. 146-177 および B. Caunedo del Potro, *Mercaderes castellanos en el Golfo de Vizcaya (1475-1492)*, Madrid, 1983, pp. 263-288 などである。また, V. Dávila Jalón, *Nobiliario de la ciudad de Burgos. Los caballeros de las órdenes militares de Calatrava, Alcántara, Montesa y de San Juan de Jerusalem (Malta)*, Madrid, 1955 もブルゴス市の有力家系を知るうえで役に立つ。

- (5) ゲレロ・ナバレテに従い、ブルゴスという名字を名乗る上級官職者を一族と見なし表Ⅰに入れた。ブルゴス家一族の中でも、アロンソ・デ・ブルゴス家が最も重要な存在であった。Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno ...*, pp. 160-164.
- (6) Teófilo Ruiz, “Prosopografía burgalesa”, *Boletín de la Institución Fernán González*, n. 184, 1975, p. 479.
- (7) Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno ...*, pp. 143-144.
- (8) F. Tomás y Valiente, “Origen bajomedieval de la patrimonialización de los cargos públicos”, *Actas del I Symposium de Historia de la Administración*, Madrid, 1970, p. 141.
- (9) Y. Guerrero Navarrete, “Fórmulas de transmisión del poder en el sistema oligárquico burgales del siglo XV” *La ciudad de Burgos. Actas del Congreso de Historia de Burgos*, Madrid, 1985, p. 176.

- (10) アユンタミエントを構成する上級官職は、この時点でアルカルデ6名、レヒドール16名、エスクリバーノ・マヨール1名、メリーノ・マヨール1名であったが、職權上、アルカルデとレヒドールがとくに重要であり、レヒミエントは事実上、アルカルデとレヒドールから成っていた。ブルゴス市の都市官職に関しては、拙稿、『14世紀後半～15世紀前半のブルゴス市の都市官職…』を参照されたい。
- (11) A. M. B., LL. AA. 1461, fs. 4 y 5, cit. por Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno* ..., p. 139. 15世紀ブルゴス市における少数支配者層の官職継承の方法に関しては、Y. Guerrero Navarrete, “Fórmulas de transmisión del poder en el sistema oligárquico burgalés del siglo XV”, pp. 173-183 参照。
- (12) 《官職代行》は、官職継承候補者たる子供が必要な法的条件を満たした後に、アユンタミエントの承認を受け、さらに市民総会においても承認を得なければならなかった。その承認儀式は市民総会の場で行われ、父である官職保有者が式場から一旦退席する間に子供である官職継承候補者が官職の任命を受けて父の席に座するという象徴的なものであった。そして、式が終了すると子供は席を去り、父である官職保有者が席に戻り元の官職を務めた。Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno* ..., pp. 139-140.
- (13) *Ibid.*, p. 141.
- (14) Cerdá Ruiz-Funes, “Hombres buenos, jurados y regidores en los municipios castellanos de la Baja Edad Media”, *Actas del I Symposium de Historia de la Administración*, Madrid, 1970, p. 172.
- (15) Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno* ..., p. 181, Nota, 215 を参照。
- (16) フェルナンデス・デ・アモロスに対する参入拒否が好例であろう。 Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno* ..., p. 183.
- (17) 彼は小プロクラドルなどの一般官職を務めていた1470年代の初頭にマルエンダ家との婚姻関係を結び、それ以降さらに《政治的経験》を積んで1480年にレヒドール職に就いた。ソリア家上昇の詳細に関しては、*ibid.*, pp. 184-186 を参照。もっとも、大抵の場合、既存の少数支配者家系との婚姻関係が結ばれた年代と新興家系の主人公のブルゴス市政における政治的経歴の年代とが正確に判らず、その婚姻が新興家系の上昇過程におけるものなのか少数支配者集団への参入以後のものなのかを判断するのは困難である。しかしながら、そのような婚姻関係が実現されれば、それは新興家系にとってレヒミエント参入に際しての《レヒミエントによる参入受諾》を得るための非常に有力な武器となったことは容易に想像される。
- (18) カルタヘナ家＝マルエンダ家＝サンタ・マリア家の姻戚関係図 D. Carlos Estepa y otros, *Burgos en la Edad Media*, León, pp. 400-401 およびアロンソ・デ・ブル

ゴス家＝マルエンダ家の家系図 H. Casado Alonso, “Una familia de la oligarquía burgalesa del siglo XV: Los Alonso de Burgos-Maluenda”, *La ciudad de Burgos. Actas del Congreso de Historia de Burgos*, 1985, León, pp. 160-161より作成。家系図の太字は有力家系を示す。

- (19) 官職保有認定状 la carta expectativa de oficio vacante の発行により、国王は、何らかの理由でレヒドールやアルカルデの職が空席となった場合に優先的に特定的人物がその職に就くことを認めた。
- (20) B. Caunedo del Potro, *Mercaderes castellanos en el Golfo de Vizcaya (1475-1492)*, p. 153.
- (21) Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno ...*, p. 183.
- (22) 一般市民には荘厳な葬儀を行ったり、レヒドールやアルカルデよりも先にブドウを収穫することが禁止されていた。A. M. B., LL. AA., 1463, f. 15 y *ibíd.*, 1458, fs. 101 y 102; 1463, fs. 34, 35 y 119; 1476, fs. 64 y 65, cit. por *ibíd.*, p. 190.
- (23) 元来、一般官職の任命権はアルフォンソ11世に市政体改革勅令(1345年)でレヒミエントにあるとされたが、15世紀後半の時点では、少数支配者集団が特定の官職の任命権を事実上分有していたと考えられる。A. M. B., LL. AA., 1453, fs. 16, 17 y 49; *ibíd.*, 1458, fs. 2, 3 y 4, cit. por Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno en Burgos ...*, p. 191.
- (24) J. A. Pardos, “La renta de alcabala vieja, portazgo y barra ... del Concejo de Burgos durante el siglo XV (1429-1503)”, *Historia de la Hacienda Española (Epocas antigua y medieval)*, Madrid, 1982.
- (25) J. A. Bonachía, “Algunas cuestiones en torno al estudio de la sociedad bajomedieval burgalesa”, *La ciudad de Burgos. Actas del Congreso de Historia de Burgos*, León, 1985, pp. 75-76; “Las relaciones señoriales del Concejo de Burgos con la Villa de Lara y su Tierra. Las Ordenanzas de 1459”, *La ciudad hispánica durante los siglos XIII al XVI*, I, pp. 521-544 を参照。
- (26) 例えば、パルド家のように、実際には希望かならず上級官職に就けなかったが、少数支配者層になるのに十分な経済的、社会的条件を満たしていた家系は数多く存在し、ブルゴス社会の中で少数支配者層に次ぐ階層を形成していたと考えられる。B. Caunedo del Potro, *Mercaderes castellanos en el Golfo de Vizcaya (1475-1492)*, pp. 278-281. および Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno en Burgos ...*, p. 179.

- (27) この点に関して、ゲレロ・ナバレテは、レヒミエント参入以前のフェルナンド・デ・コバルピアスやディエゴ・デ・ソリアの例を挙げつつ、『この時期、ブルゴス市の繁栄は、ブルゴス商人の繁栄と非常に密接に関係しており、レヒミエントの構成員であるか否かには関係なく、商人達が市の政策を方向付ける諸決定に大きな影響力を有していた』と述べている。Y. Guerrero Navarrete, *Organización y gobierno ...*, p. 187.
- (28) *Ibid.*, pp. 188-189.
- (29) *Ibid.*, p. 192.
- (30) カスティーリャ王国においては、レコンキスタの過程で都市で誕生した平民騎士が存在し、家系騎士とは法的に区別されていた。一般的な《騎士＝貴族》の概念は必ずしも当てはまらない。平民騎士に関しては、拙稿、『ブルゴス市寡頭支配者層の成立と王権』, pp. 57-58 を参照。
- (31) 慈善活動や鷹狩り、武器の保有、多数の使用人の使用、豪壮な館の建設、豪華な葬儀、国王への奉仕などは、騎士的精神を表出するものであった。《騎士的理想》に関しては、M. Keen, *La caballería*, Barcelona, 1986, pp. 202-215 を参照。
- (32) 土地収入は国際貿易やその他の経済活動からあがる収入と比較すると微々たるものであったが、当時では最も貴族的な収入であった。詳細は、H. Casado Alonso, “La propiedad rural de la oligarquía burgalesa en el siglo XV”, *La ciudad hispánica durante los siglos XII al XVI*, I, pp. 581-596 および *Burgos en la Edad Media*, pp. 270-271 を参照。もっとも、ブルゴス商人の土地への投資の例は13世紀後半に既に見られていた。Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real en Castilla*, Barcelona, 1981, pp. 166-168.
- (33) H. Casado Alonso, “Oligarquía Urbana, Comercio Internacional y Poder Real: Burgos a fines de la Edad Media”, *Realidad e Imágenes del Poder. España a fines de la Edad Media*, Valladolid, 1988, pp. 335-336.
- (34) *Ibid.*, pp. 339-340. 当時の上級貴族の蔵書傾向に関しては、I. Beceiro Pita, “Los libros que pertenecieron a los condes de Benavente, entre 1434 y 1530”, *Hispania*, XLIII, 1983, pp. 237-280 および I. Beceiro Pita y A. Franco Silva, “Cultura nobiliar y bibliotecas”, *Historia, Instituciones, Documentos*, 12, 1985, pp. 277-350 を参照。